

# 周南市交通運営協議会会議録

開催日時	平成29年1月10日（火） 11:00～12:10
開催場所	周南市徳山保健センター1階健診ホール
参加者	・委員 高山 正浩、清水 延隆、原田 邦昭、徳毛 裕之、 古田 健一、末岡 和広、十楽 さゆり、有馬 善己 (欠席：大政 敬、藤本 誠司) ・申請者 社会福祉法人 仁泉会 ・事務局 周南市都市整備部都市政策課

## 1 開会

2名の委員が欠席。過半数の出席があるため、規約による会議は成立。  
会長は事務局案により 古田 健一委員となった。

## 2 議題

### (1) 自家用福祉有償運送の登録申請について

山口運輸支局より、自家用福祉有償運送の制度について説明。

申請者の社会福祉法人 仁泉会より申請内容について説明。

- 会長：ただ今の申請内容について、質疑等があればご発言いただきたい。
- 委員：対象者は、地域の方なのか。やすらぎ苑の利用者に限られるのか。
- 申請者：地域に貢献したいという思いがあるので、地域の方で対象になる方がいれば考えたい。
- 委員：気持ちはわかるが、介護タクシーやタクシーと重複するのは困るという思いはある。事業としてはあった方が良いと思うが、他の事業者の圧迫となるようではいけない。
- 会長：可否についての意見については後程お願いしたい。
- 委員：申請内容にある職員は、この運行が無い場合、他の業務に携わるという事か。この業務専門ではないと言う理解でいいか。運行を行った場合、常勤の職員が減ると言う事となるが、問題ないのか。
- 申請者：職員はドライバー専門ではない。訪問介護の仕事をしている中で、3人程度この業務に振り分けても支障がないということである。訪問介護については、勤務している職員の人数に縛りは無いため問題は無い。運行についても、訪問介護の業務の一つとしてとらえるもの。
- 委員：申請書の名簿に掲載されているお客様は、現在はどのような移動手段を使っているのか。
- 申請者：例えば一人の方を言うと、遠方に通院をされる際には知人に依頼している。
- 委員：知人に依頼しているということは、タクシーでも良いということではないのか。

現在、福祉車両でなくてはいけないという前提であれば、今周南市で輸送介護に専従されている業者は何社かある。ストレッチャー等のついている車両は25台。戸田にもクローバーという事業者がいる。私としては、白ナンバーの有償運送は反対である。通常の緑ナンバーの福祉タクシーで事業を実施するのであれば全く問題は無い。私の所属する会社は山口県内で一番最初に輸送福祉を登録したが、収支は人件費や車両の維持費等によりマイナスである。地域貢献の観点や、市からも撤退しないしてほしいと依頼されていることから継続している。先程言われた、困っている方の急な対応をしたいということであれば、白ナンバーよりも、緑ナンバーの方がスムーズに事業開始できると考える。

やすらぎ苑のされていることは立派であるが、名簿に掲載されているお客様は、現在、周囲の人に送迎を依頼しており、緑ナンバーの介護タクシーを利用してない方ばかりということである。要介護1、2の方は、タクシーでも輸送可能。今回の名簿に明記されている人だけではなく、対象人数を増やしていき、事業を実施したいという希望があるということだが、それであれば白ナンバーにこだわらず、緑ナンバーで事業をすれば良いのではないかと考える。

周南市は、準特定地域であるため、新規のタクシー事業はできない。減車減車である。一方で、福祉は可能。1台でも2台でも事業を始めることができる。国交省に登録され、緑ナンバーで事業を実施されることが一番良い。お客様の理解も得られる。中途半端な半額の運賃で実施するのは、タクシー業界として、また介護に携わる人間としても困ることである。

もう一点は事業区域についてである。事業区域が明らかに広すぎる。最初に説明の有った、中山間地域で何も交通手段がないところから戸田までとか、バス路線や道の駅までと言う事であればわかるが、これだけ広範囲では厳しいように思う。

●会長：質疑の時間と言う事だったが、登録の可否についての話に踏み込んでいたので、次に移りたい。

○申請者：この業界に対する理解が得られていないのではないかと考える。先程大変広い範囲と言われたが、周南圏域で同様の法人が16あり、お互いに相乗りとなっているところがある。広域という点に関しては、私どもは特別養護老人ホームで、利用者が来られている範囲となっている。あちらには行くがこちらには行かないことは考えていない。福祉の業界に対して、もう少しご理解を戴きたいと考えるのは、例えば、特別養護老人ホームで生活保護を受けている人は、サービスを無償提供するように指示が国から出ている。しかし、経営上は厳しいので、どこの法人も必ずしも完全に出来ていると言う事ではない。今回の料金の設定に関しても、そういう方に対する配慮の問題であって、我々が自己犠牲をはらい、配慮をしようというもの。これで収益を上げることは考えていない。

電車で戸田駅まで来て、当施設まで来ようとする2km近くある。そこからタク

シーで来られるのであれば、私どもがお迎えに行き、入所されている家族との面会の利便性を上げて差し上げようというのがもともとの出発。このことを体系づけるとすれば、こういう事業かということだった。先程赤字という話も出たが、我々は収益を上げることを考えていないということを申し上げておく。

また、今年の4月1日から社会福祉法が改正され、これに伴い、社会福祉法人制度も変わる。国からは革命的な改革と聞いている。福祉と、バス業界、タクシー業界も行政改革に近い発想の転換をしないと、今の議論の中で納得はできない。我々は社会的な貢献を求められており、貢献に見合うものとしてこの事業計画を出している。行政改革を一生懸命やろうというところで、今日の議論を聞いていると、行政改革はどこへ行ってしまったのかと感じる。私たちはフリーハンドでお客様に素晴らしいサービスを提供することを行っている。それに手足を付けさせてほしい、ネットワークよくやりたいというのが本質的な狙いである。これを理解していただかないと、ややこしい話になる。

- 委員：正直申し上げて、タクシーで可能という話を先程させていただいたが、タクシーを使わないといけないう事ではない。現在、同様の事業を行っている事業者が目の前にいらっしゃるにもかかわらず、事業を始めることによって、この地域からタクシー事業を撤退しようということになる。そうすると、地域としては困るのではないか。これまで無償で送迎をしていることについては、承知していても何も言わなかったと聞いている。

- 申請者：私は一昨年母を亡くした。老人保健施設に母親を入所させていたが、体調を壊して病院に入院した。深夜に何か起こったときに、もし、例えばアルコールを飲んでいたら、向かうことが出来ない。タクシーを呼んだら、責任を持って届けてくれる環境ではなかった。タクシーは、台数は余っているが運転手が居ないのでだめですと言われた。そういう状況を、少しでも家族の方へ足を向けて補完をしてあげようというのが我々の考え。深夜何が起こるか分からない。始終人の命の事を考えて生活している。そうすると、何らかの車の手立てがいるだろう。その時に私たちがお役に立とうというのが、白タクであろうと青タクであろうと原点をそこにおいて、何とかしたいという思いで申請をしたもの。実際タクシーはいない。

- 委員：お住まいの地域では、24時間動いてないタクシーは無いと思うが。

- 委員：私個人が考えるのは、交通を利用する手立てがない交通空白地帯であれば、白であろうと青であろうと、ここで協議すればよい。空白でない所までエリアを広げるとなると、事業者が圧迫されてしまうのではないかということがひとつ。

もうひとつは、高齢者であれ、障害者であれ、障害を持ってない人であっても、自立ということを第一に考えなくてはいけない。自立と言うのは、何の特別な手段を使わずに、一般社会にあるものを使うということであると考え。自立する手立てと言うのは、自分自身が持っており、考えればできるのではないか。戸田駅で降

りた人を迎えに行くということだが、バスでもいいし、何でもいいが、空白地帯では無く、移動手段があると言う事である。

○申請者：先程も言ったように、タクシー事業をするつもりで申請をしたのではない。ただ、病気を持っており、目も見えにくい、身体を動かすのがやっという利用者については、近くのスーパーに行くのも大変である。買い物が好きで、気分転換に買い物に行きたいのだけれども、タクシーに乗って買い物に行くと、その後店の中でゆっくりと過ごすことが出来ない。私たちが対象にしたいのは、タクシーを使っても、生活に不便がある人、タクシーを一人では使えない人、そういった方々の役に立ちたいと言うのが訪問介護での現場での思いである。人に優しくということを大切にして仕事をしたいが、今回の申請は、私たちが手助けをしないと生活に支障をきたす方。認知症の方もそうである。タクシー事業者が認知症の方の生活を全部見てくださるわけにはいかないだろう。必要な時にタクシーを使って自分で買い物には行くけれども、医者には色々な手を使わないと行ってくれないという方もいらっしゃる。色々な条件の方を必要な時にお乗せしたいということで提案したもの。利用者の生活の利便性を高めるために、こういったことができたらという気持である。

○申請者：今の一連の話を聞いて、要支援や障害をお持ちの方、中山間にお住まいの方等の目線でディスカッションをするべきではないかと考えている。我々は社会福祉法人なので、営利を目的としていない。今日は施設を利用させていただいている方の立場で発言させていただいている。行政の方もお越しなので、意見を伺えるのであれば、お願いしたい。何度も言うが、利用者が見えない形で議論が進んで行っていたような気がする。

●会長：行政からという発言があったが、どなたかお願い出来ないか。

●委員：先程の説明の中で、道路運送法について説明したが、原則は運送事業での実施。あとは例外措置と言う事になる。運送事業は、安心安全に対する大変厳しい基準を設けている。お客様を乗せて、安全に目的地まで運ぶということであれば、本来であれば運送事業となる。例外となるのは、先程委員から発言もあったが、民間サービスが行き届いていないような地域に限るという考えが必要なのではないかと思う。今回の申請内容を見ると、道路運送法の中のタクシー事業の中で、福祉輸送限定という申請も可能。安心・安全面の基準が高いので、ハードルが高いこともあるかもしれないが、本来の枠組みの中で、福祉限定での運送事業の許可を取得されるという考えはそもそもなかったのか。

○申請者：勉強不足で、考えていなかった。

○申請者：関連する話になるかもしれないが、こういうこともあると理解いただきたい。

例えば、久米地区では、久米櫛ヶ浜線と言う大きい道路がある。その周辺にコンビニが沢山ある。なぜコンビニが沢山あるのかというと、自分がお住まいの家からコンビニや小さなスーパーまで、わずかワンメーターほどの距離だが、タクシーで行

く方がいるのである。核家族社会で、共働きであり、そういう中でちょっと買い物に行きたいとタクシーに乗る方がいる。この状況を、このような取り組みの中で少しカバーしたいというのが考え方の原点にある。すぐそのスーパーまででも行く手段がないという方がたくさんいる。高齢化社会の象徴的なこと。こういう方たちにも利用してもらえばいいのではないかと思う。それが私たちのお客さんであれば、なおのことだと思っている。

- 会長：そろそろまとめを行いたい。実施に当たっては、運送事業者との協議が調わなければならないが、このままでは採決は難しいと考える。今、委員からのご提案にもあったように、福祉限定目的の緑ナンバーを取得するという方向性もあるのではないかとのことである。あるいは、無償による送迎を続ける。民間の交通事業者との共生を図って行くと言う方向で、タクシー協会の会長も、緑ナンバーを取得すれば良いということであるので、検討をいただけないか。再検討していただけないかということ結論にしたいと思うが、いかがか。福祉限定の緑ナンバー取得することについて、もう少し説明をしていただけないか。
- 委員：道路運送法の中で運送事業がうたわれているが、まさに今回申請された福祉有償運送の対象となる旅客の範囲に限定して、タクシー事業を行うものと考えていただいて間違えない。安心・安全の基準があり、ハードルが高いかもしれないと申し上げたが、当然運送事業として行う訳であるから、運転手は2種の免許が必要となる。その他、事業として確実にを行うことから、福祉有償運送と比べて厳しいかもしれないが、安心・安全を確保する為としてご理解いただければと思う。詳しい内容は中国運輸局のホームページにお示ししている。もしご不明な点があれば、運輸支局に問い合わせをいただくのが、一番の近道かなと考える。
- 会長：結論としては、自家用旅客運送の主旨からして、交通事業者との協議が調わないままの採決は難しいと考えるため、委員からのご提案にもあったように、福祉を目的としたタクシー事業の制度を利用して、やり方を再検討していただけないかということ本協議会の結論としたい。
- 委員：基本構造改革ということが小泉政権の時に打ち出され、これまでずっといろんな面で、福祉事業であれ、教育の問題あれ、一般の事業者も自由社会の中で組み込まれている。そういう規制に基づいて福祉事業も行わないと、福祉福祉と心情的に事を解決しようとなると、非常にゆがんだ社会になる。自分は被害や差別を受けてきた側であるが、そういうことをいつまでも楯にとってやっていくのはどうかなと思う。一般の、障害者でも障害者でなくても、高齢者でも高齢者ではなくても、一般の枠の中で討議すべきであると思う。それでもついていけないのは空白地帯。空白地帯をどうまわるかということ。あとは自分の努力。これが自由社会である。以上。
- 会長：それでは会を終了したい。ご協力に感謝申し上げます。